5　AIS信号所用

告示要項書

| | |
|---|---|
| 名称 | |
| 位置 | |
| 所在地 | |
| 緯経 | |
| 東北 | |
| 海上移動業務識別及びそれに係るAIS信号に含まれる位置 | |
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | |
| 電波の発射時間 | |
| 有効利用区域 | |
| 業務開始（変更）予定年月日 | |
| 記事 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第六十七号**

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府省令第五号）の一部を次のように改正する。

「第二百一条第五項第二号ハ」を「第二百一条第五項第二号ハ及びニ」に改め、「の普通財産」を「及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の普通財産」に改め、「都道府県知事」を「財務局、都道府県財務支局又は財務事務所の出張所長（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定等及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の三第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告示

**○総務省告示第三百十八号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十九条の二第一項の規定により指定講習機関として指定した財団法人日本無線協会から名称の変更の届出があったので、同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年八月十六日

総務大臣　新藤　義孝

| 変更前の指定講習機関の名称 | 変更後の指定講習機関の名称 | 指定講習機関の名称を変更した日 |
|---|---|---|
| 財団法人日本無線協会 | 公益財団法人日本無線協会 | 平成二十五年四月一日 |

**○総務省告示第三百十九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十六条第一項の規定により指定試験機関として指定した財団法人日本無線協会から名称の変更の届出があったので、同法第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年八月十六日

総務大臣　新藤　義孝

| 変更前の指定試験機関の名称 | 変更後の指定試験機関の名称 | 指定試験機関の名称を変更した日 |
|---|---|---|
| 財団法人日本無線協会 | 公益財団法人日本無線協会 | 平成二十五年四月一日 |

**○政治資金適正化委員会告示第五十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 一七九七 | 白井　達也 | 二五、七、三〇 | 本人からの申請 |

**○政治資金適正化委員会告示第五十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
|---|---|---|
| 四四五九 | 二五、八、二 | 俵　康伸 |
| 四四六〇 | 二五、八、二 | 豊原　弘行 |
| 四四六一 | 二五、八、二 | 清宮　義男 |
| 四四六二 | 二五、八、二 | 松本　地弘 |
| 四四六三 | 二五、八、二 | 山口　洋充 |
| 四四六四 | 二五、八、二 | 村越　卓郎 |

**○法務省告示第二百八十七号**

千葉県旭市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年九月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、旭市役所又は千葉地方法務局匝瑳支局に照会すること。

平成二十五年八月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

千葉県匝瑳郡豊畑村川口千四十番地の二

髙橋金太郎

住所　大阪府大東市太子田1丁目6番57号
金孝性　昭和35年10月28日生
安貴美　昭和40年3月15日生
金侑加　平成4年7月18日生
金寿明　平成6年2月1日生

住所　名古屋市東区徳川2丁目1番12号
ママドゥ・ジェイ　昭和61年11月15日生

住所　京都市山科区西野山射庭ノ上町186番地20
何國誠　昭和53年4月1日生

住所　茨城県神栖市息栖2853番地7
馮君霖　昭和34年8月19日生

住所　東京都小平市小川町1丁目136番地23
蔡鳳羽　昭和52年11月1日生

住所　埼玉県春日部市西八木崎2丁目11番7―3号
温文偉　昭和47年12月15日生
駱秀[illegible]　昭和52年6月28日生
温瑞于　平成13年3月30日生
温瑞華　平成15年2月4日生

住所　東京都葛飾区堀切8丁目6番24―506号
劉芝岑　昭和40年10月19日生

住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目3番19号
具本一　昭和42年12月11日生
柳明恵　昭和46年5月22日生
具亮謨　平成8年10月4日生
具珠謨　平成10年7月9日生
具有芽　平成13年1月5日生

住所　名古屋市昭和区川名町3丁目13番地1
陸静堯　昭和53年5月24日生

住所　東京都江東区東雲1丁目9番31―4302号
デシィ・テノリオ・サトウ　昭和47年12月9日生

**○法務省告示第二百八十八号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年八月十六日

法務大臣　谷垣　禎一